



# 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のために

## 子育て期にある男性の家事・育児時間

子育て期にある男性の1日当たりの育児・家事関連平均時間は1時間23分(※1)であり、「令和2年までに2時間30分」という国の目標とはまだかけ離れています。



また、週間就業時間60時間以上の雇用者の割合は、子育て期と重なる30歳代や40歳代の男性ではその割合が高く、それぞれ13.5%、13.8%となっており、男性が家事・育児に関わる時間を確保することはなかなか難しいようです。

今年は新型コロナウイルスの影響で雇用環境は甚大な負の影響を受けている状況ですが、一方で一人ひとりが働き方について考えるきっかけとなった側面もあり、今後のウィズコロナ・アフターコロナ時代における働き方に变革が訪れるかもしれません。

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現に向けて、働き方を工夫してプライベートを楽しむ

時間をつくり出すために、今日から変えられることがないか、今一度考えてみましょう。

ひとつ「働き方」を変えてみよう!

カエル! ジャパン

Change! JPN

(※1: 総務省 平成28年社会生活基本調査)



## 問い合わせ

企画課

男女共同参画担当(名寄庁舎3階)

☎01654③2111(内線3313)

✉ny-mwkyodo@city.nayoro.lg.jp

# 「火災保険を使って壁を修理 しませんか」と勧誘する 住宅修理サービスに注意!

名寄市

消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575



事例

数日前、突然訪問してきた住宅修理業者に「外壁のへこみが火災保険で自己負担なく直せる」「保険金が出るようサポートする」などとしてこく勧誘され、断り切れずに契約してしまった。断りたい。



- ◆訪問や電話で「火災保険で家の修理ができる」「無料で申請書などを手伝う」と話をもち掛け、住宅修理工事や保険申請の契約を結ばせるトラブルが全国的に増えています。
- ◆火災保険では、自然災害で損害を受けた場合は保険金が給付されますが、破損の原因が老朽化などと保険会社が判断した場合は給付されません。
- ◆請求した保険金が支払われず、工事費が自己負担になったり、高額な解約料を請求されるケースもあります。事業者の説明をうのみにせず、慎重に判断しましょう。
- ◆住宅が損害を受けたら、まずは自分で保険会社や代理店に連絡し、保険金支払いの対象となるか、申請をどのようにするかを確認しましょう。また、工事を依頼する際は複数の業者から見積もりを取り、慎重に判断しましょう。
- ◆訪問販売や電話勧誘による契約は、クーリング・オフが可能です。契約書面を受け取ってから8日間は無条件で契約解除ができます。



アドバイス

困ったときは早めに消費生活センターに相談ください。